## 郡山市消費生活審議会書面審議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市民の消費生活を守る条例施行規則第17条の規定により、 郡山市消費生活審議会(以下「審議会」という。)で審議すべき事項の書面による審 議(以下「書面審議」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(書面審議実施要件)

第2条 会長が、書面審議を行うことが妥当であると認めるときは、書面で委員に可否 及び意見を確認し、審議会の議決に代えることができるものとする。

(書面審議の実施)

- 第3条 会長は、書面審議の実施にあたり、返信期日を指定し、議案書、書面表決書(別記様式第1号)、参考資料等を全委員に送付するものとする。
- 2 期日内に委員の3分の2以上からの書面表決書の返信をもって審議会が招集されたものとし、委員は返信をもって審議会に出席したものとする。
- 3 書面審議は一議案毎に、賛成又は反対を明らかにするよう実施し、賛成若しくは反 対が明らかではないもの、又は委員の署名若しくは記名捺印がないものは無効とする。
- 4 議決は、審議会に出席した委員の過半数の賛成をもって行うこととし、可否同数のときは会長の決するところによる。

(結果の報告)

第4条 会長は審議会後、議事録を調整し、全委員に報告しなければならない。 (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

年 月 日

## 書 面 表 決 書

#17 d l d <del>L L</del>	冰串	4 江	(古)学	$\triangle \triangle$	E	扶
郡山市	仴賃	生活	番餓.	云云	文	様

	郡山市消費生活審議会委員								
年 月 日付けで通知がありました郡山市消費生活審議会で審議すへき事項の書面審議の議案につきまして、下記のとおり表決いたします。									
					記				
1 ā	<b></b> 長決内容								
(1)	議案第	号	賛成する	•	反対する	(どちらかに○をつけてください)			
(2)	議案第	号	賛成する	•	反対する	(どちらかに○をつけてください)			
(3)	議案第	号	賛成する	•	反対する	(どちらかに○をつけてください)			
(4)	議案第	号	賛成する	•	反対する	(どちらかに○をつけてください)			
(5)	議案第	号	賛成する	•	反対する	(どちらかに○をつけてください)			
2	養案に関す	ける意見							